

ふるさと納税制度

あなたのふるさと

神話と伝説のまち**高千穂**を応援してください



制度概要

都道府県や市区町村に対する寄附金のうち、5,000円を超える部分について、個人住民税所得割の概ね1割を上限として、所得税と合わせて全額が控除されます。

寄附金控除

平成20年1月1日以後に都道府県・市区町村に支出した寄附金が対象となり、寄附をした翌年度の住民税から控除されます。所得税については、現年分から控除されます。

寄附の手続き

- 1 寄附申出書の提出（郵便・ファックス・電子メール）
寄附申出書（Wordファイル） 寄附申出書（PDFファイル）
- 2 高千穂町での寄附申出書の確認
寄附申出書の確認後当町から送金方法等をご連絡いたします。
- 3 送金について
口座振込・郵便振替・現金書留のいずれかをお願いします。
- 4 受領証の送付
寄附金の入金確認後、当町から寄附をしていただいた方へ受領証を郵便で送付いたします。

寄附の申出にかかる郵送料などにつきましては、大変申し訳ありませんが、寄附をされる方のご負担をお願いいたします。

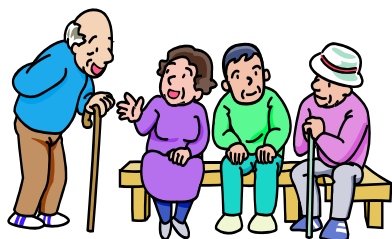
手続き等のお問合せ先 高千穂町財政課 電話 0982-73-1206 Fax 0982-73-1231

Email : zaisei@town-takachiho.jp

[ふるさと納税の流れはこちら](#)

ふるさとと納税の流れ

ふるさと高千穂



寄附をされる方



① 寄附申出

③ 高千穂町
へ寄附

② 寄附金振
込用紙など
の送付

④ 領収書など

⑤ 確定申告

⑥ 所得税寄
附金控除

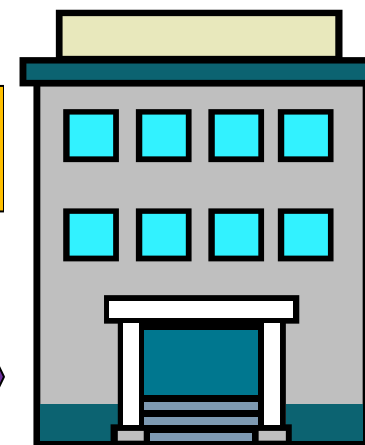
⑦ 住民税
決定通知

⑧ 住民税納
付

最寄りの税務署



申告書



住所地の市区町村

(控除後の税額で
翌年度の住民税が
課税)